

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第二項第一号中「及び第十二号」を「第十二号及び第十六号」に改める。
別表第七に次のように加える。

十六 遠隔地水上警戒作業	遠隔地における水上警戒に関する業務に従事する職員で人事委員会が定めるものが行う警戒等の作業で人事委員会が定めるもの	千百円
--------------	---	-----

附則

この人事委員会規則は、平成二十六年四月一日から施行する。